

第 15 回京都府住宅審議会府営住宅管理部会（平成 30 年 1 月 10 日）等で頂いた論点

＜募集改善＞

- ・住戸単位での申込の場合、優先順位を下げて別々の住戸に入居したいような方の入居機会を妨げることはないか。
- ・住戸単位の申込でも団地単位での申込でも、どちらもメリット・デメリットがあるため、入居機会の向上の観点から最適な募集方法を新たに検討すべきではないか。
- ・応募者が応募書類を持参した上での対面での応募受付は、郵送受付やインターネット受付に比べ、応募者にとって手間ではないか。対面での応募受付と様々な応募方法を並立させるなど、応募者の負担を減らす工夫を検討すべきではないか。
- ・全世帯に占める単身世帯の割合に鑑みた上で、府営住宅における単身入居可能住戸の指定を増やすべきではないか。
- ・府営住宅の申込単位（住戸単位）については、京都市の方法（団地単位）を参考にしつつ、入居機会の向上につながるような方法（例えば第 2・第 3 希望の聴取を行うなど）を検討すべきではないか。〔欠席委員〕
- ・府営住宅の募集方法については、現在の対面での応募受付のみならず、郵送受付やインターネット受付など多様な方法も必要ではないか。〔欠席委員〕

＜ストック有効活用＞

- ・将来的な団地経営の観点から、大規模団地で長期空家の多い住棟から比較的少ない住棟への団地内移転集約を進めるなども考えるべきではないか。
- ・長期空家を福祉やコミュニティの拠点として活用する場合、実際に運営する社会福祉協議会や NPO 等が取り組むための仕組みが必要ではないか。
- ・特に南部地域において、コミュニティミックスの観点からも若年単身者のシェア居住を進めて頂きたい。
- ・府営住宅の長期空家の活用については、実際の実施にあたっては、例えば団地全体の空家率や空家数などによる一定の判断基準を設定した上で目的外使用の導入等を図るべきではないか。〔欠席委員〕
- ・府営住宅の長期空家の活用方法については、学生向けのシェアハウスなど民間では提供が難しい施設の提供を積極的に検討すべきではないか。〔欠席委員〕

＜その他＞

- ・EV 未設置の 5 階建て以上の住棟で需要や老朽化の状況等に鑑みて建替えや集約と判断されたもの以外については、法的な規制など個々の課題への対応方策を検討しつつ、基本的には EV の設置を推進していくべきではないか。
- ・全体の一部と思われるが、他の自治体では階段室型住棟にも EV の設置を推進している自治体もある中、府営住宅における階段室型住棟への EV 設置も見通しを持って検討して行くべきではないか。
- ・中層住棟には階段室型よりも廊下型が多いと言った府営住宅の状況に鑑み、優先順位を付けて EV の設置を推進していくべきではないか。

＜積み残し課題＞

- ・ペットによる傷など故意・過失を原因とした損傷に係る退去時の修繕については、入居者（退去者）に適切に求償すべき。
- ・ペット飼育による迷惑行為についても対策を検討すべき。
- ・入居者に不利となるようなこと（違法増築問題など）であっても、制度的に問題があれば、審議会で検討を行うべき。〔欠席委員〕